

2023年7月28日

アセットマネジメントOne株式会社

2022年度スチュワードシップ活動に関する 自己評価について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 杉原規之、以下「AM-One」）は、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を促すことを通じ、お客様の中長期的な投資リターンの拡大を図るべく、積極的にスチュワードシップ活動を実施しております。

本年度もスチュワードシップ・コードの原則毎に自己評価（振り返り）を実施致しました。具体的な取組み内容は、以下の通りです。なお、スチュワードシップに関する活動の内容及び自己評価につきましては、経営政策委員会として設置している「責任投資委員会(現スチュワードシップ推進委員会)」において、その妥当性の確認を実施しております。

<主な取組み内容>

投資先企業の中長期的な企業価値向上と持続可能な社会の実現に向けて、2022年度は「サステナブル投資戦略チーム(現サステナブル投資戦略グループ)」の新設や「サステナブル投資方針」をはじめとした取組み基盤の充実を図ったほか、スチュワードシップ活動では注目度が高まる人的資本や生物多様性などの対話を強化し、“投資の力で未来をはぐくむ”という当社のコーポレート・メッセージに基づく取組みを推進しました。

スチュワードシップ原則毎の取組みのポイントは以下の通りです：

原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

「ポジティブな社会的インパクトの創出」「持続可能な社会へのトランジションの後押し」「エクスクルーション」を新たな軸とした「サステナブル投資方針※1」を策定しました。また、「サステナブル投資方針」の実施基準として、投資先企業に最低限取組んで欲しい行動基準を含めた「サステナブルインベストメントフレームワーク※2」を設定しました。

さらに、ソーシャルリターン(社会的利益)の重視度合いを踏まえたサステナブル投資体系※3を新たに構築するとともに、多様化するサステナブル投資商品をお客さまにより分かりやすくご提供するために、ESG等の名称を付すプロダクトに対する「ESG関連ネーミングルール※4」を定めました。

原則2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社の「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づき、全議案に対して議決権を適切に行使しました。なお、利益相反が特に懸念される、親会社等の議案判断については、議決権行使助言会社に第三者意見を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮りました。その上で、責任投資委員会（現スチュワードシップ推進委員会）にて、審議し適切に行使判断しました。また、コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングも実施しました（2022年度は、利益相反に係る事象の指摘はございませんでした）。

原則 3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社では、財務情報だけでなく、ESG を含めた投資先企業の非財務情報も活用して、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めております。2022 年度は、これまで活用していた ESG レーティングやスコアを、当社が運用機関として特に重視する 9 つのコア・マテリアリティを反映した ESG レーティング（AMO ESG レーティング）及びスコアに刷新しました。また、「Net Zero Asset Managers Initiative (NZAM)」において定められている 2050 年までに全 AUM の温室効果ガス排出量ネットゼロを達成するための中間目標に基づき、投資先企業のネットゼロ判定及びファンドのネットゼロ適合性判定を実施しました。

また、2021 年に策定した当社のマテリアリティ・マップについて、定期的に見直しを行っておりますが、2022 年度はロシアによるウクライナ侵攻を踏まえ、臨時見直しも実施しました。その結果、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（ダイバーシティ&インクルージョンからの名称変更）を含め、6 項目を見直しました。

原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

エンゲージメントでは、2021 年度に特定した 9 つのコア・マテリアリティを ESG のエンゲージメント課題に統合し、目指す企業の姿や企業に求めるアクション等を明確にしました。環境・社会課題として、2050 年ネットゼロを見据えた気候変動や生物多様性への対応、社会的関心が高まっている人的資本（人材戦略・人権・ダイバーシティ）について課題認識の共有を図るとともに、取組み強化を促しました。ガバナンス課題については、取締役会の実効性、社外取締役の独立性・スキル、親子上場問題、政策保有株式、役員報酬と ESG との連動及び資本効率など、について重点的に対話を行いました。社外取締役との面談や、投資先企業内での ESG 勉強会の開催、エンゲージメント重点企業以外の幅広い投資先企業との面談等、市場全体の底上げに向け積極的にエンゲージメントを実施しました。

原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

議決権行使について意見交換する議決権ミーティング（SR ミーティング）を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施しました。2022 年 4 月以降の株主総会から適用する議決権行使基準に、当社のマテリアリティ分析で特定された 3 つのフォーカスエリア（気候変動、生物多様性、人権とウェルビーイング）に係る、投資先企業とのエンゲージメント結果を反映していくことを明記しました。また、2023 年 4 月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定において、取締役構成（女性取締役の登用）に関する基準の適用対象企業を拡大しました。

原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

スチュワードシップ活動に加え、コーポレート・サステナビリティの内容をより充実させた「サステナビリティレポート 2022」を 2021 年度に引き続き、発行しました。

機関投資家のお客様には、「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（JSI）」を通じ、スマートフォーマットの改善、採用の働きかけ等を実施すると同時に、エンゲージメントの一環として、ESG 投資に関するアンケート（書面及び対面）を実施し、その結果のフィードバックも行いました。

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

組織横断的にサステナブル投資活動を加速させるべく、サステナブル・インベストメント・オフィサー（SIO）率いるサステナブル投資戦略チーム（現サステナブル投資戦略グループ）を新設しました。さらに、気候変動の分野において、科学的知見から当社の SX 推進をサポートする、サステナビリティ・サイエンティストを採用しました。

国内外イニシアティブ、官公庁やアカデミック等との連携では、人的資本の官民共同のイニシアティブである「人的資本経営コンソーシアム」において、資産運用会社で唯一の設立発起人として参画しました。

国際イニシアティブでは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の公開草案や TNFD フレームワーク（v0.3）に関するフィードバックなど積極的な意見発信を行ったほか、PRIの人権・社会に関する協働エンゲージメントの「Advance」にも参画しました。さらに、スチュワードシップ活動のクオリティ向上のため、早稲田大学や欧州の研究者との共同研究にも取り組みました。外部評価では、みずほリサーチ&テクノロジー社が実施した「運用機関のスチュワードシップ活動—企業向けアンケートの結果」において、「有益なスチュワードシップ活動が期待されるため、回答企業として積極的にエンゲージメントしたい」など、8評価項目中6項目で首位を獲得しました。

- ※1) 詳細は、当社の「[サステナビリティレポート 2022](#)」の P.8 をご参照ください。
- ※2) 詳細は、当社の「[サステナビリティレポート 2022](#)」の P.9 をご参照ください。
- ※3) 詳細は、当社の「[サステナビリティレポート 2022](#)」の P.56 をご参照ください。
- ※4) 詳細は、2022年10月31日に公表しました NEWS RELEASE「[サステナブル投資体系の構築と ESG 関連ネーミングルールについて](#)」をご参照ください。

具体的な取り組み内容は、リンク先の「[2022年度スチュワードシップ活動自己評価](#)」をご覧ください。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- お申込に際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点（2023年7月28日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

【アセットマネジメント One について】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社（以下、総称して「統合4社」）が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約62兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

HP：<http://www.am-one.co.jp/> ※運用資産残高は2023年3月末時点。

商号等／アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会